

あなたの 空き家 活用しませんか？

市では、市民の皆さんの生活環境の保全と移住・定住政策の一環として、空き家情報を提供するため「空き家空き地バンク」を導入しています。空き家や空き地を所有していて、「売りたい」「貸したい」という方は、ぜひ創生戦略課までご連絡ください。

空き家空き地バンクの登録と利用の流れ



空き家所有者

空き家物件の登録（売りたい・貸したい）を希望する人

① 空き家物件の登録申込

空き家空き地の売買・賃貸を希望する人は、所定の書類を市に提出してください。

② 物件確認

市職員が物件の現地確認に伺いますので、立ち会いをお願いします。

③ 物件登録

物件を利活用するのに適切だと判断されると正式に登録となります。

士別市空き家 空き地バンク



※市では、空き家物件の情報提供や連絡調整を行いますが、「あっせん」・「交渉」・「契約」などは行っていません。

利用希望者

空き家の利用（買いたい・借りたい）を希望する人



① 空き家物件情報の提供

登録された物件をホームページで情報提供します。

② 空き家物件情報の閲覧

③ 利用登録・申し込み

買いたい、借りたい物件がありましたら、物件交渉の申込をします。

交渉・契約

所有者と利用希望者の当事者間での交渉となりますが、不動産業者などに仲介を依頼する方法をおすすめします。



■ 問合せ 士別市 創生戦略課 〒095-8686 士別市東6条4丁目

電話：0165-26-7813 FAX：0165-22-3332

メール sb-akiya@city.shibetsu.lg.jp



空き家空き地バンク利用注意事項

- 掲載の「建物状態の情報」・「土地情報」は、目視によって確認した状態であり、詳細な調査を行っていません。
- 掲載されている情報は、経過期間及び管理状況によって建物の状態が変わっている場合があります。
- 物件の相談、交渉、契約、改修工事などの手続きを行う場合の「媒介（仲介）業者」が決定している場合は、事業者名を掲載しますので、登録申込時に必ずお知らせください。
- 「希望売却価格及び賃料」は、物件の登録者が希望する価格であり、宅地・建物取引業の資格者が鑑定したものではありません。
- 不動産関係手続き及び改修等のための業者を市は斡旋しませんので、「協力業者一覧」に掲載の事業所から選定して下さい。
- 協力業者一覧に掲載の事業所は、本バンク制度の趣旨に賛同し、自ら掲載を希望した事業所であり、取引実績、工事実績、品質保証など事業所の信頼性を「土別市」が保証するものではありません。
- 物件の調査、見積り、媒介（仲介）、契約などを業者へ依頼する場合は、その業務に対して「料金」が発生する場合がありますので、依頼される事業所と相談してください。
- 調査、見積り、媒介（仲介）、契約、工事などでトラブルが発生した場合は、当事者間で協議を行っていただきます。この場合に「土別市」は、その協議に介入することが一切できません。
- バンクを利用するにあたって知り得た個人情報を他の目的のために利用することは「土別市個人情報保護条例」で禁止されています。
- 利用申し込みを受理した時点で、物件登録者の氏名、住所、電話番号、媒介（仲介）業者など、相談を行う場合に必要な個人情報を利用者にお知らせします。
同時に、物件登録者へは、利用者の氏名、住所、電話番号、媒介（仲介）業者など、利用者の所在などが明らかとなる個人情報を物件登録者にお知らせします。
- 登録申請をする物件は、「登録申請者立会い」のもと市職員が目視調査を行い、登録の可否を判断し、登録が適当ではないと判断した場合は、その理由を文書で通知します。
- 目視調査では、高所の部分、床下、小屋裏、構造、断熱状況、境界杭、地質、給排水管・器具、ガス配管・器具、灯油配管・器具、電気配線・器具、テレビ配線・アンテナ、電話配線及びインターネット接続状況は確認を行いませんので、「土別市」が物件の状態を保証するものではありません。
- 登録が完了した物件は、常に良好な管理状態で「維持保全」を行ってください。
なお、管理状態が不適切でバンク登録物件として適切ではないと判断した場合は、登録を「抹消」する場合があります。

空き家は定期的な点検と補修が必要です

近所や周辺に迷惑をかけないためには、**定期的な点検が必要です**。外観に異常がないか確認し、**不良箇所がある場合は補修**を行いましょ。また、庭木の状態も確認して、道路や隣地にはみ出しているなど、近隣に迷惑をかけている場合は剪定などを行いましょ。建物の状態を維持するために、掃除に加え、湿気で建物が傷むことを防ぐために換気や、排水管から悪臭が発生しないように通水を行うことも効果的です。



☑ 簡易セルフチェック

☐ 屋根

屋根材のはがれ、アンテナの傾きなど

☐ 外壁

外壁材のはがれ、ひびなど

☐ 窓、ドア

ガラスの割れ、施錠の不具合など

☐ 家のまわり

異臭、ごみの不法投棄、害虫の大量発生、雑草の繁茂など

☐ 土台・基礎

土台・基礎の割れ、ひびなど

☐ 屋根

雨漏り、床の傾き、カビの大量発生など